平成２１年（フ）第５８７号
岐阜市鹿島町７丁目24番地２
債務者　木村よし江
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
岐阜県関市巾３丁目210番地１シャトレ巾101
債務者　吉田　徳一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３７号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2490番地３
東猪ノ尻団地６号
債務者　猪野　恭平
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第７２１号
高知市神田2128番地１　ハイツＫＵＲＡ・Ａ棟301
債務者　石澤　良浩
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２５号
高知県香美市香北町永野1892番地
債務者　北岡　香純
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２７号
高知県南国市大埇甲1408番地１―103号
債務者　近藤　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４１号
高知市旭天神町19番地１　ガーベラハウス102号
債務者　安部　葉子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５２号
高知市神田321番地９
債務者　長木日出男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７６号
高知市長浜93番地２
債務者　山脇　浄治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５０号
宮崎市大淀３丁目５番24号　ＹＳ南宮崎905号
債務者　木村　好宏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別350番地
債務者　遠藤　剛也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第３０３号
長野県中野市大字江部1298番地５
債務者　宮﨑伊豆美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
長野県須坂市大字福島206番地の１
債務者　齋藤　　浩
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
長野市大字北尾張部540番地４ハイカムール北尾張部Ａ―105、前住所長野市大字柳原1428番地Ａ１―916
債務者　伊花　郁美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
岐阜県各務原市蘇原野口町２丁目92番地１リンピアあづみ303
債務者　野中　秀吉（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
岐阜市日野西２丁目６番10―302号コーポ鈴虫
債務者　大野　正人
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
岐阜県瑞穂市穂積1865番地１　スカイホーク井上510号
債務者　塩崎　仁美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岐阜地方裁判所